

ソフトウェア使用許諾約定書兼データ使用許諾約定書

株式会社ビーイング（以下「弊社」といいます。）は、本約定書とともに提供する本製品に関し、本製品を購入されたお客様（以下「お客様」といいます。）に対して、下記条項に基づき使用を許諾します。本約定書は、お客様と弊社との間に締結される法的な約定書であり、本約定書の条項に同意されない場合、弊社は本製品のインストール、複製、ダウンロード、または使用のいずれもお客様に許諾できません。お客様が本製品のインストール、複製、ダウンロード、または使用をされた場合には、お客様は本約定書に同意したものとみなされます。本製品をインストール、複製、ダウンロード、または使用される前に、本約定書を必ずお読みください。なお、本約定書の内容に同意いただけない場合は、本製品の入手先にご連絡の上、本製品をご返却ください。

記

第1条＜定義＞

1. 「本製品」とは、下記のソフトウェア製品のうちお客様が購入されたソフトウェア製品を指します。「本製品」には、ソフトウェアプログラム、データ、プロテクト、ライセンスキー（これらの用語は第2項以下に定義します。）、ユーザーマニュアル及び関連資料ならびに複製物（ハードコピーまたは電子文書を問いません。）が含まれます。本約定書は下記ソフトウェア製品の使用許諾について共通に適用されます（ただし、適用対象者を定めた規定はかかるお客様に対して適用されます。）。

ソフトウェア製品 Gaia11 スタンドアロン版 / Gaia11 ネットワーク版

* 上記2つのソフトウェア製品を総称して以下「Gaia11」といいます。

2. 「ソフトウェアプログラム」とは、Gaia11 スタンドアロン版に含まれる「スタンドアロンソフトウェア」、もしくは Gaia11 ネットワーク版に含まれる「サーバーソフトウェア」、「クライアントソフトウェア」を指します。
3. 「データ」とは、納品書に記載された各データを指します。
4. 「プロテクト」とは、本製品の正規ユーザーとしての使用を認証する機能を内蔵したもので、次の2種類があります。
 - (1) ハードウェアプロテクト：コンピュータに装着して本製品を実行させるハードウェアベースのプロテクトを指し、弊社が貸与します。
 - (2) ソフトウェアプロテクト：所定のライセンス確認により本製品を実行させるソフトウェアベースのプロテクトを指し、弊社が発行します。
5. 「ライセンスキー」とは、本製品を使用可能な状態にするために必要な任意の英数文字列を指し、弊社が発行します。

第2条＜使用許諾＞

弊社はお客様に対し、次の各号による本製品の譲渡不能、非独占的使用権を許諾します。

- (1) 弊社が許諾するライセンス数を上限として、お客様が使用するコンピュータに本製品に含まれるソフトウェアプログラムをインストールし、当該コンピュータ上で使用する権利。
- (2) お客様が Gaia11 の正規ユーザーであることを条件とした、データを使用する権利。

第3条＜約定書の変更＞

弊社は、弊社が必要と認めた場合に、本約定書を変更することがあります。本約定書を変更する場合は、変更後の約定書の施行時期及び内容を弊社ホームページに掲示、その他適切な方法により周知します。お客様が、本約定書の変更に本製品を使用された場合、本約定書の変更に同意したものとみなします。

第4条＜権利の帰属＞

本製品に関する著作権その他の知的財産権及びその所有権は、その内容により弊社または弊社に使用許諾をしている第三者に帰属します。お客様は、本約定書に定められた以外の方法で、本製品を使用することはできません。

第5条<使用条件>

1. 本製品のネットワーク版に関する使用条件は次のとおりとします。
サーバーソフトウェアを、お客様が使用するネットワークサーバーにインストールまたは使用すること、またはクライアントソフトウェアを、かかるネットワークサーバーに接続されたコンピュータにインストールまたは使用することができます。
2. データに関する使用条件は次の各号のとおりとします。
 - (1) Gaia11 で積算を行う場合においてのみデータを使用でき、データは Gaia11 から分離して単独で使用することはできません。
 - (2) お客様が使用するソフトウェアプログラムのライセンス数と同数のデータ使用ライセンスが必要です。ソフトウェアプログラムを追加する場合は、追加するソフトウェアプログラムライセンス数と同数のデータ使用ライセンスをご契約の上、所定の使用料をお支払いいただきます。
 - (3) 弊社は、データの契約内容（更新データに関する提供回数、提供期間、提供方法等）に基づき、かかるデータをお客様に提供します。ご契約されていないデータへの変更、更新については、全て有償とします。
 - (4) データの契約内容に歩掛データの提供が含まれる場合、弊社が提供する歩掛データは、根拠資料（市販の積算基準書や解説書等）をお持ちのお客様の計算作業を補助する目的で作成されています。積算時には、お客様ご自身にて根拠資料をご準備のうえ、その内容についてご確認いただくものとします。
3. プロテクトに関する使用条件は次の各号のとおりとします。
 - (1) ハードウェアプロテクトを用いて本製品を使用する場合は、お客様が使用するコンピュータまたは「BeingCabinet」がインストールされたコンピュータに、かかるプロテクトを装着する必要があります。お客様は、ハードウェアプロテクトを複製したり、弊社が提供した以外の機器をプロテクトとして使用することはできません。お客様の不正使用により弊社または第三者に損害が生じた場合、弊社はお客様にその賠償を請求することができます。
 - (2) ソフトウェアプロテクトを用いて本製品を使用する場合は、お客様が使用するコンピュータはインターネットに接続されている必要があります。本製品は、ライセンス確認のため、本製品のライセンス情報とお客様が使用するコンピュータの固有情報を、弊社のシステムに定期的を送信します。なお、ライセンス確認の結果、本製品が正規にライセンスされていることが確認できなかった場合、お客様は本製品の一部の機能の制限または使用期間の制限を受けることがあります。
 - (3) プロテクトのみを再発行することはできません。お客様がプロテクトを紛失された場合は、再購入していただくこととし、本製品のソフトウェアを含めた料金をお支払いいただきます。
4. 本製品のネットワーク版は、「BeingCabinet」から分離して単独で使用することはできません。

第6条<禁止事項>

お客様は本製品を本製品が動作可能なコンピュータにおいて使用するものとし、次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本製品を複製し、翻訳し、公表し、変更し、展示し、放送しあるいは送信すること。
- (2) 弊社より許諾を受けたライセンス数を超える数のユーザーにソフトウェアプログラムを同時使用させること。
- (3) 目的の如何を問わず、本製品に関し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等すること。
- (4) 弊社が本製品に付した著作権表示、商標、営業表示等を、弊社の書面による承諾を得ることなく他の商品に使用し、あるいはこれを抹消し、不明確にすること。
- (5) 本約定書に基づき許諾された使用权を、有償・無償を問わず第三者に譲渡すること。
- (6) 本製品の全部または一部を第三者に提供したり使用させること。本製品を使用して得られた結果をお客様の顧客に提供する場合を除き、データ（複製物、記録媒体、ハードコピーを含みます。）の全部または一部を第三者に譲渡、貸与、公表、送信もしくは提供し、または使用もしくは複製させること。ただし、お客様の従業員その他お客様の支配のもとにある者に使用させる場合は、この限りではありません。
- (7) 本約定書に定める以外の方法で、データを使用すること。データを複製し、翻案し、分割し、変更を加えること、ならびに弊社または第三者の著作権を侵害する行為を行うこと（かかる侵害行為により弊社または第三者に損害が生じた場合は、お客様はその賠償

の責任を負うこととします。) 。

(8) ライセンスキー等の識別情報（以下「契約情報」といいます。）を第三者へ開示・提供すること。

(9) 本約定書に違反した契約情報の不正使用の一切。

第7条<違反時の措置>

お客様が、本約定書の条項に違反して本製品を使用された場合は、弊社はお客様に対して、その使用の中止及び廃棄、消去を求めることができます。なお、弊社に損害が生じた場合は、お客様はその賠償の責任を負うこととします。

第8条<ライセンスの追加>

お客様が、当初弊社が使用許諾したライセンス数を超える数のユーザーに本製品を使用させる場合は、弊社と別途ご契約の上、弊社所定の使用料をお支払いいただきます。

第9条<保証範囲>

1. 弊社がお客様に本製品を出荷した日（以下「出荷日」といいます。）から 90 日以内に、本製品の媒体に物理的な欠陥（納入物品の破損等）があった場合は、無料で交換します。
2. 本製品の出荷日から 1 年以内に、本製品が契約内容に適合していないこと（以下「契約不適合」といいます。ただし、その契約不適合の程度が、本製品の実際利用に重大な影響を与える場合に限り。）が発見された場合は、本製品を正常な製品と交換、修正情報の提供、もしくはその他の弊社が相当と考える方法による補償を行います。ただし、補償の時期については弊社の判断に基づき決定します。
3. 弊社は、データの内容（正確性、客観性を含みますが、これらに限定されません。）について、いかなる保証も行いません。
4. 第 1 項及び第 2 項の欠陥及び契約不適合が、お客様の用法違反（お客様の故意、過失、誤用またはその他異常な条件下での本製品の使用を含みますが、これらに限定されません。）によって生じた場合、またはお客様が弊社の推奨する本製品の動作環境以外の動作環境で本製品をご使用された場合、その他第 11 条において定める免責事由に該当する場合、弊社はお客様に対して第 1 項または第 2 項に定める製品の交換、修正情報の提供、弊社が相当と考える方法その他一切の損害の填補を行いません。
5. 本製品に関する弊社の一切の責任及び品質保証は第 1 項及び第 2 項に規定するものとし、その他の修補または損害（お客様のデータの消失により生じる損害も含みますが、これに限りません。）の補償もしくは填補を行いません。
6. 弊社は、本製品の機能がお客様の特定目的に適合することを保証するものではなく、またいかなる場合にもお客様が本製品を使用した運用結果に関して一切の責任を負うものではありません。

第10条<適用範囲>

1. 本約定書の第 2 条から第 7 条、第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条第 2 項ただし書き及び第 3 項から第 7 項の規定は、本製品に限らず、今後お客様が取得した弊社の新バージョンの商品についても適用されます。ただし、弊社がそのバージョンアップ商品に対する使用許諾約定書を別途準備し、本約定書と異なる規定をした場合は、この限りではありません。
2. お客様は、自己の従業員その他お客様の支配のもとで、本製品を使用する全ての者に対して本約定書を遵守させる義務を負います。
3. データの変更・更新版が提供された場合、本約定書の規定は変更・更新版にも適用されます。ただし、弊社がかかる変更・更新版に対する使用許諾約定書を別途準備し、本約定書と異なる規定をした場合は、この限りではありません。

第11条<免責事項>

1. 弊社はお客様が入力されたデータの消失について一切の責任を負わないものとします（定期的なバックアップを推奨します。）。
2. お客様は、ご自身の責任において契約情報を管理するものとし、その漏洩、使用上の過誤及び第三者による不正使用については、弊社は一切の責任を負わないものとします。

3. お客様は、コンピュータの性能、メモリ容量、通信回線等の使用環境により本製品の作動状態が左右される旨を了承するものとし、これらの使用環境を原因とする不具合等の発生については、弊社は一切の責任を負わないものとします。
4. 不正アクセス対策、ウィルス対策はお客様の責任において行ってください。弊社はお客様のご相談には応じますが、万一トラブルが発生した場合も、弊社は一切の責任を負わないものとします。

第12条<その他のサービス>

弊社が提供する他の製品やサービスには本製品と連動するものがありますが、弊社は自らの判断により、かかる製品やサービスを随時変更、追加または廃止することができ、かかる製品やサービスが継続して本製品と連動することを保証するものではありません。また、お客様がかかる製品やサービスをお使いの際は、本約定書のほか、弊社が別途定める利用規約が適用される場合があり、本約定書と利用規約との間に矛盾・抵触が生じた場合は、当該利用規約の定めが本約定書に優先して適用されます。

第13条<ユーザー情報の管理>

1. 弊社は、お客様が登録されたユーザー情報（個人情報を除きます。）を、データの提供実績を通知するためデータ提供元に提供できるものとします。
2. 弊社は、前項に規定するユーザー情報のうちお客様の名称、連絡先等の情報（以下「お客様情報」といいます。）をユーザー管理、弊社の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内等に必要範囲内で利用させていただく場合があります。
3. ご提供いただいたお客様情報は、弊社個人情報保護指針に基づき適切に取り扱います。お客様は、弊社個人情報保護指針に基づき弊社がお客様情報を取り扱うことに同意するものとします。

第14条<有効期間>

1. 本約定書は、本約定書の前文の記載に従い、お客様が本約定書の条項に同意されたものとみなされる時点から発効します。
2. 本約定書は、(i)お客様と弊社との間で別途契約により使用許諾期間を定めた場合は当該使用許諾期間の終了日の到来、もしくは(ii)お客様または弊社からの本約定書の解除または解約、その他法律に基づく契約終了事由により終了するものとします。ただし、終了後も第4条及び第15条の規定は、有効に存続します。
3. お客様が本約定書のいずれかの条項に違反した場合、または弊社の著作権及びその他の権利を侵害した場合は、弊社は本約定書を解除し、お客様の使用を終了させることができます。
4. (i)弊社による Gaia11 に関する製品サポートが終了した時、(ii)理由または原因の如何を問わず、弊社がお客様に提供するデータの元データが使用できなくなった時、(iii)お客様に重大な過失または背信行為があった時、(iv)お客様が支払いを停止し、または支払い不能になった時、(v)お客様が仮差押、差押、競売、破産、民事再生、会社更生もしくは特別清算の手続きの申立てを行った時または申立てられた時、(vi)お客様が手形の不渡りを出した時、または(vii)お客様が公租公課の滞納処分を受けた時は、弊社は本約定書を解除することができます。
5. お客様は、本約定書をいつでも終了することができます。この場合、お客様は第6項以下の規定に従った措置をとるものとします。
6. 本約定書が解除または終了された場合、お客様は本製品の使用を直ちに中止し、消去するものとします。また、弊社が請求する場合、お客様は速やかにお客様のご負担で本製品を弊社に返却いただくものとし、本約定書の解除または終了後にお客様は本製品を使用し、譲渡し、転売し、貸与または第三者に対して再使用許諾することはできません。
7. 本約定書が解除または終了された場合は、お客様の本約定書及び本約定書に付帯する保証等の一切の権利は無効となり、弊社はお客様よりお預かりした代金の一切を返金いたしません。

第15条<管轄裁判所>

本製品に関する全ての紛争は、弊社の本店所在地を管轄とする裁判所の管轄とします。

以上